

1. 議事日程

(第2回 産業厚生常任委員会)

令和6年12月19日  
午前10時00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第75号 和解について

(2) 報告事項【福祉保健部】

②安芸高田市こども家庭センターについて

(3) 議案審査【産業部】

①議案第77号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部  
を改正する条例

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	南 澤 克 彦	副委員長	新 田 和 明
委員	佐々木 智 之	委員	熊 高 慎 二
委員	浅 枝 久美子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (12名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志

産 業 部 長	森 岡 雅 昭	子 育 て 支 援 課 長	佐 藤 弘 美
健 康 長 寿 課 長	中 村 由 美 子	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
商 工 観 光 課 課 長 補 佐	小 野 光 基	市 民 課 窓 口 係 長	泉 理 恵
子 育 て 支 援 課 児 童 福 祉 係 長	立 川 栄 理 香	健 康 長 寿 課 母 子 保 健 係 長	津 賀 山 和 範

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹	総 務 係 長	日 野 貴 恵
主 事	寶 村 峻		



午前 10時00分 開会

○南澤委員長 ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第2回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12月11日の本会議において付託のあった2件の議案審査及び1件の報告を受けます。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。本日は2件の議案審査及び1件の報告案件があります。詳細は担当職員のほうから資料により御説明をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。これより市民部に係る議案審査を行います。

議案第75号、和解についての件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

泉市民課窓口係長。

○泉市民課窓口係長 議案第75号、和解について要点の説明を行います。

議案書を御覧ください。

本件は、市を被告とする訴訟について、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事件の概要は記載のとおり、令和5年4月19日市民課窓口において、原告が改製原戸籍の交付請求を行った際の市職員の行為について、市に職務上の注意義務違反及び行政指導違反があるとして、書類交付費用等の損害賠償及び訴訟費用を求める訴えが提起されたものです。

和解の内容については、和解条項の記載の4項目のとおりです。

次に、説明資料を御覧ください。

本件は、県内在住者の原告が、安芸高田市を被告として金員の支払い及び訴訟費用の負担等を求めて、令和5年9月12日に本市が提訴を受けたものです。

事件の経過は記載のとおりです。

このたび、広島地方裁判所から、本市と原告の双方に対して、議案書に記載の和解条項の内容にて和解の勧めがあります。この和解条項の内容は、本市の主張におおむね沿った内容となっており、本市にとって有益な内容であると判断できることから、和解を受け入れることとし、和解を成立させるため、本議案を提案するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 和解条項(4)の「訴訟費用は、各自の負担とする。」とありますけれども、安芸高田市の負担金額を教えてください。

- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 現在の段階でまだ係争中でありますので、費用については確定しておりませんので、この場ではお答えすることができません。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員 1点お聞きします。地方自治法第96条1項12号の規定によりとありますが、私も「規定により」というのがちょっとよく理解できない部分があるんですが、市の敗訴、市が負けたというんですか、ああいうことにその条項というのはすごく関係あるのか、1点お聞きします。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
内藤部長。
- 内藤市民部長 議案書のほうに記載をしております第96条、これは地方自治法に記載されているものになります。ちょっと中身についてはすみません、覚えてはおりませんが、和解を受ける際には議会の議決を経るというのが自治法で規定されております。その条項をここのほうに記載をさせていただいております。  
以上です。
- 南澤委員長 金行委員。
- 金行委員 議会の議決を受けるというのは、そういう事例ということで自治法96条1項12号にそういう、受けなくてはいけないということの文言があるということで理解していいんでしょうか。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
内藤部長。
- 内藤市民部長 自治法のほうに、和解をする際には議会の議決を経ることが記載がされておりますので、そのとおりでございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 説明資料の事件の経過の内容なんですけども、これ再発防止など、もともと理由というか原因がミスだったとしたときの話ではあるんですけども、再発防止等の対策が打たれているものなのか、お伺いします。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
内藤部長。
- 内藤市民部長 市民課のほう、職員、窓口のほうで日々たくさんの窓口請求に対して対応させていただいておりますけども、元来戸籍法や、それから法務局の各種通知、そういったルールに基づいて適切に事務対応、それから事務処理を実施をしてきておるといふふうに認識をしております。  
今後についても、同様に適切な事務処理に努めていく考えであります。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第75号、和解についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第75号の審査を終了します。  
ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより福祉保健部に係る報告事項に入ります。  
安芸高田市こども家庭センターについてを議題といたします。  
執行部より説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

○佐藤子育て支援課長 おはようございます。  
安芸高田市こども家庭センターについて説明をいたします。説明資料のほうをお開きください。

概要ですが、令和4年の児童福祉法改正により、各自治体はこども家庭センターの設置に努めることとされており、安芸高田市においても福祉保健部内に設置するものです。

これまでは、健康長寿課では主に妊産婦及び乳幼児、子育て支援課では子どもと子育て家庭を対象とし、必要に応じて関係機関との連携、定期的な情報共有のための会議や、双方の職員がともに家庭訪問を実施するなどの支援を行ってまいりました。しかし、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対しては、両機関が行う業務一体的な支援が必要であるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法、それぞれの根拠規定に基づく異なる期間であったため、タイムリーな連携が取りにくいという難点がございました。

そこで、国では双方の設立意義や、これまで果たしてきた機能、役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関であるこども家庭センターの設置を市町村の努力義務とする児童福祉法の改正を行っております。これにしたがって、本市においても、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制を図るため、母子保健と児童福祉両分

野を一体とし、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援体制を構築します。

また、子育て世帯に対する包括的な支援を提供していくために、伴走型相談支援を継続するほか、関係機関の連携による重層的な相談支援を行ってまいります。こども家庭センターの創設により、相談者の利便性と担当職員の連携を強化することで、支援力の向上を図り、より実効性のある相談支援体制とするものです。

なお、設置時期は令和7年4月1日としております。

以上で、安芸高田市こども家庭センターについての説明を終わります。

○南澤委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

今、組織体制の説明を受けたと思います。それで、子育て支援課の福祉係と健康長寿化推進係が一緒になるという考え方で、これでいくとセンター長、統括支援員とか置かれるんですが、4月1日からの施行で、いわゆる人員配置については人数的に幾分変更があるんでしょうか。

○南澤委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長

人員体制についての御質疑でございますけれども、現在、事務事業のほうを精査しているところでございます。来年度の人事異動に伴って、若干の人員体制の変更はありと想定しております。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

だから私が聞きたかったのは、人員が増えるんでしょうか、減るんでしょうか、そこが聞きたかった。

○南澤委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長

人員につきましては、原則業務の内容に応じて対応させていただきますので、この児童福祉係で所管しております一部の事業を元の、今の保育係のほうに移行しますので、人員については若干の減少があるというふうに想定しております。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

今の秋田委員とちょっと関連があるんですけど、センターで責任者はセンター長及び総括支援員は、これは、今人員を検討しておられるで、これは1名か、それとセンター長の1名でしょうか、総括支援員というのは何名ぐらいで、かなりの児童福祉法、分野の相応の十分な知識が要する者とありますか、そういう人員的なことはもう網羅して把握されてるんですか。1点お聞きします。

○南澤委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

現在の想定では、こども家庭センターの中に1名のセンター長並びに1名の総括支援員を置くこととしております。統括支援員につきましては、

児童福祉並びに母子保健に対して知識のある者ということで、そういった職員の配置を考えております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 組織形態が変わることで、市民のほうに手続が発生するということがありますでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

井上部長。

○井上福祉保健部長 これまで2課にわたっておりました母子保健、それから児童福祉の窓口を一本化することで、市民の方にとっては利便性を向上するというふうに考えております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 こちら、安芸高田市に里帰りで来られる妊婦さんにも対応されるのでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 現在におきまして、里帰りの方というのも相談があれば受けさせてはいただいております。また、母子保健法で規定されております1歳半の健診及び3歳児の健診といったところは、御住所があるところから依頼があれば、こちらでも受けていただけるというふうにしております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市こども家庭センターについての報告を終了いたします。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

これより産業部に係る議案審査を行います。

議案第77号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 本案は、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設の設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

説明資料1ページをお願いします。

提案理由ですが、当該施設サイクリングターミナルでの貸出し自転車

利用料金に、電動アシスト自転車の利用料金を追加するものです。それに合わせ、普通自転車、一般車、子供車、また2人乗り、四輪車など、その他自転車の貸出時間の単位と料金をいずれも現状の利用実態に即し、それぞれ改正するものでございます。

改正後の上限額は、近隣市町の類似施設の利用料金を比較検討し、上限を設定しました。なお、現在、指定管理者が利用料金として定めている金額は右側の欄のとおりでございます。

装備車両の内訳につきましては、御一読いただければと思います。

以上で説明を終わります。

- 南澤委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員　　ただいまの説明で料金についてなんですけど、現在指定管理者が設定されている利用料金が改正前の設定料金に達していないのに、なぜ今回改正されるのでしょうか。
- 南澤委員長　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長　　なぜ今回料金、全体的に上げるかということですが、改正後につきましては、今後利用料金が高くなることも想定しておりますので、この際利用料金のほう、上限を上げさせていただきました。  
以上でございます。
- 南澤委員長　　ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員　　改正後の単位時間当たりというところを、全て4時間までごとに変更した理由を教えてください。
- 南澤委員長　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長　　先ほど御説明させていただきましたとおり、いずれも現状の利用実態に即した形に整理させていただいたということでございます。  
以上です。
- 南澤委員長　　ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員　　改正の主な理由としては、現状、利用実態も参考と、あるいは近隣の施設を参考ということなので、現状の利用実態からこの改正をされた値段になったときのこととかは、想定はされてるんでしょうか。増えるとか減るとか、そういったような予想はどのように思っておられるのか、お伺いしたいと思います。
- 南澤委員長　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長　　先ほどの質疑でございますが、利用者の人数ということでしょうか。利用者につきましては、現状利用料金のほうは4月1日以降変わっておりませんので、まだ上げても問題ないんじゃないかなろうかというふうには思

っております。

近年、利用状況でございますが、大体毎年同じぐらいの利用者のほうになっております。

自転車一式の利用人数が年間、大体1万4,000名です。近年夏場の6月、7月、8月、その辺りが暑いということで利用者数が少し減っておりますが、春のトップシーズン、秋のトップシーズンにつきましては、現状どおりの予想の数字になっているというふうに認識しております。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

横ばいですと来てるんだということだと理解させてもらって。

価格改正については、近隣の施設を参考ということの説明があったと思うんですが、近隣の施設いうたら、大体どこら辺りを参考にされたのか、お伺いしたいと思います。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

上限の設定でございますが、近隣市町の類似施設ということで、道の駅の世羅であるとか、または大朝のほうにも自転車のレンタサイクルがあって、因島、しまなみ、そういったところの施設を比較、利用料金の比較をし、検討し、今上限のほうを定めさせていただいたところでございます。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑ありますか。

金行委員。

○金行委員

使用料金は市の収入に入るんですが、利用料金は指定管理者のあれですが、利用料金の上限があるというのは、ここで改定後に決まったというのか、使用料金は市の収入に入るということだと思っておりますが、利用料金ですが、今、使用料を上げるということですが、この使用料金というのはある程度決めてあるということになつてくるんですが、この分の範囲内ということで理解してもいいんですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

まず、利用料金のほうでございますが、利用料金につきましては指定管理者のほうの収入になります。上限を定めさせていただいて、こちらにつきましては上限の範囲内で指定管理者のほうが設定をするということになっておりますので、少し余裕を取って条件のほうを高めさせていただいてるところでございます。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありますか。

新田委員。

○新田委員

今、いろいろ答弁を伺ったんですけども、市内三矢の里あきたかた、もしくは歴史民俗博物館にも通常のレンタサイクル、自転車があったと

思うんですが、その辺との整合性は大丈夫でしょうか。

まず1点伺います。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

三矢の里あきたかたにありました電動自転車でございますが、全て土師ダムのほうへ集約させていただいております。

以上でございます。

○南澤委員長

歴史民俗博物館は。

○松田商工観光課長

博物館には置いておりません。

以上です。

○南澤委員長

新田委員。

○新田委員

インターネット上ではあるように出てたと思うんで、その辺をちょっとまた確認のほうお願いします。

それと自転車、土師ダムのサイクリングターミナルの自転車が若干古いのと、それから新しいのといろいろあるみたいなんですけど、その辺は今後回収というか入替えをされるということで理解していいですか、市のほうが。確認です。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

2点ございます。1点目の博物館の部分につきましては、少し確認をさせていただきまして、情報のほう整理していければというふうに思っております。

2点目の更新でございますが、現状指定管理者のほうで更新のほうをさせていただいておる状況でございます。市のほうとしましても、やはり民間の力を活用し、そうした更新、そうしたところもお願いできればというふうには考えておるところでございます。しかしながら、全部が全部民間のほうにお願いをするのもなかなか難しいと思いますので、今後検討しながら、そうした新しいタイプのものも入れてもいいんじゃないかなというふうには思っておりますが、今後そういった検討を含めてやっていければというふうに思っております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありますか。

浅枝委員。

○浅枝委員

こちら今回改正される料金なんですけど、指定管理者と御相談とかされたんでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

指定管理者のほうの定めている利用料金につきましては、指定管理者が設定しております。全体の上限枠につきましては市の施設もございまして、市のほうで今調整をかけさせていただきました。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第77号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第77号の審査を終了します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、その他の項に入ります。

閉会中の継続調査事項について、現在、本委員会では所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申出は行わないことといたします。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔意見なし〕

○南澤委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員長報告書の作成について皆様から御意見等ありましたら発言をお願いします。

（「正副委員長一任」と呼ぶ者あり）

○南澤委員長 それでは、委員長報告書の作成については正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって、第2回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時33分 閉会